

金の追加と保健事業に伴う減額の相殺額でございます。都補助金の一千五百三十八万二千元の追加につきましては、市町村振興交付金の対象事業の決定と高齢者事業運営費補助金として、都の基準額が確定したことによるもの、また、第一小学校校庭夜間照明設置事業が市町村スポーツレクリエーション施設事業の補助対象として認められたことによる追加。以上、合わせて三千二百八十三万七千元。減額につきましては、生活保護の扶助費、保健衛生事業及びインフルエンザ予防接種事業、不燃ごみ圧縮減容機設置事業、国土利用計画法事務費補助金を都委託金に組みかえることによるもの。以上、合わせて一千七百四十五万五千円の減額でございます。

委託金につきましては一千四百七十一万一千円の追加でございますが、これは全国物価統計調査が未実施になったことによる減額と、それに予算組みかえによる国土利用計画法事務費との相殺額でございます。

次に、財産収入の財産運用収入の二千三百二十三万三千円の追加につきましては、各種基金よりの積立金利子でございます。

寄附金の一千万円につきましては、福生市熊川一、四九九の三番地、小川久作氏からの寄附金で、今般、条例制定しようとしている福生市国際交流事業への寄附金でございます。

次に、繰入金の一千七百二十九万六千円の減額は、退職手当特別負担金準備基金からの繰入金の減額でございます。

諸収入でございますが、市預金利子の二百七十三万円の追加は、歳計現金預金利子でございます。収益事業の三千五百万円の追加は、事業実績向上に伴う配分金の見込み額でございます。

次に、市債につきましては一千八百八十万円の追加で、対象事業の実績に基づく許可見込み額による増減相殺額でございます。

以上、歳入で補正額二億七千七百三万五千円の追加で、歳入予算総額百三十五億二千百二十四万四千元と相なる次第でございます。

続きまして、歳出について説明申し上げます。職員給与改定に伴う人件費分が各項ごとに計上されており四ページをお開きいただきたいと思います。職員給与改定に伴う人件費分が各項ごとに計上されており

ますので、人件費につきましては対象人員を申し上げ、説明は省かせていただきたいと思いますので、よろしくお願い申し上げます。

まず、議会費におきましては二十三万九千円の減額でございますが、職員八名分の人件費でございます。次に、総務費におきましては、総務管理費で七百三十四万七千円の追加につきましては、職員七十七名

分の人件費として、退職手当として退職手当組合への特別負担金を含め四百六十三万六千円の追加分、それと特別職報酬等審議会の未開催による経費の減額分が四十三万二千元、基金の利息の積立金、合わせて三百十四万三千円の追加、以上の増減相殺額でございます。

徴税費の九十三万四千円の減額につきましては、職員三十一名分の人件費でございます。戸籍住民基本台帳費の五十二万六千円の減額は、職員十九名分の人件費でございます。

選挙費の八十二万八千円の減額は、職員三名分の人件費でございます。統計調査費の四十二万二千円の減額は、職員二名分の人件費と全国物価統計調査が対象から除かれたことによる諸経費三十三万円の合計額でございます。

監査委員費の十二万四千円の減額につきましては、職員三名分の人件費でございます。次に、民生費でございますが、まず社会福祉費におきまして十六万一千円の追加でございますが、職員

人件費として二十四名分の減額、それと老人福祉費の施設援護措置者の減による経費一千万円の減額、生活資金貸付業務委託費の九万八千円及び社会福祉協議会補助金十四万一千円、それと高齢者事業運営費補助金五十六万七千円、それと老人医療費の老人保健医療特別会計への繰出金一千万円のそれぞれ追加で、

以上、増減相殺額でございます。児童福祉費につきましては六十三万四千円の減額でございますが、これは職員二十七名の人件費でございます。

生活保護費の二千二百四十四万円の減額は、職員五名分の人件費と生活保護費の支給実績に伴う減額二千二百二十六万三千円との合計額でございます。

次に、衛生費の保健衛生費で二千四百四十一万円の減額につきましては、職員九名分の人件費と成人保

健費の健康診査等の実績に基づく委託料、合わせて二千百三十八万六千円との合計額でございます。

清掃費につきましては一千七百三十五万八千円の減額でございますが、職員十三名分の人件費、西多摩衛生組合負担金の精算による一千七百五十二千円との合計額でございます。

農林水産業費の農業費につきましては九十六万三千円の減額でございますが、人件費につきましては職員三名分と、あとそのほか家庭菜園借上地返還に伴う水道工事代四十万円、保存樹林地等への奨励金支給実績による減額百二十三万四千円、以上、増減相殺額でございます。

商工費の四百十七万七千円の追加につきましては、職員人件費の二名分の減、商工会への補助金の追加五十六万円、銀座中央商栄会からの申請に基づく装飾灯の補助金三百二十九万円、それと中小企業振興資金利子補給分の追加、以上の増減相殺額でございます。

次の土木費でございますが、土木管理費の十四万六千円の減額につきましては、職員四名分の人件費でございます。

道路橋りょう費は二百五十四万二千円の減額でございますが、人件費が職員十名分と交通安全施設の電気代二百二十二万五千円との合計額でございます。

都市計画費の一億八十九万八千円の追加につきましては、職員二十名分の人件費の減額と防衛補助事業として実施している中福生公園の用地買収の一部が、今般、今年度事業として繰り上げられることから、その経費一億百五十七千円の追加との相殺額でございます。

住宅費の十七万九千円の追加につきましては、職員二名分の人件費の減額と市営住宅等管理基金の利子分積立金二十三万六千円の追加との相殺額でございます。

消防費の二百三十六万八千円の減額につきましては、地域防災倉庫設置工事費に要する工事入札差金でございます。

次に、教育費でございますが、教育総務費の百四十八万六千円の追加につきましては、職員人件費の二十一名分の減額と学校施設等整備基金の積立金二百二十五万九千円の追加との相殺額でございます。

小学校費につきましては四百三十二万九千円の減額で、職員十四名分の人件費と学校施設の電気代三百

九十二万三千円との合計額でございます。

次の中学校費の十五万八千円の減額につきましては、職員六名分の人件費でございます。

学校給食費五十七万七千円の減額についても職員人件費分で、職員二十六名分でございます。

社会教育費につきましては四千七百二十四万四千円の追加でございますが、これは職員三十六名分の人件費の減額と、先ほど条例制定を上程しております福生市国際交流基金条例に基づく基金積立金として、

先ほど歳入で申し上げました寄附金の一千万円と合わせて五千万円を積み立てようとする追加分、それに市民会館の電気料の減額百七十三万九千円、以上の増減相殺額でございます。

保健体育費の二百一十六万六千円の減額につきましては、職員九名分の人件費と体育館施設の電気料金の百七十五万四千円の合計額でございます。

次に、諸支出金でございますが、基金費におきまして二億四千七百五十九万五千円の追加につきましては、都市施設整備基金の利息分と一般財源二億三千万円でございます。これにより都市施設整備基金の合計額は三十九億五千三百六十六万六千円と相なります。

次に、予備費でございますが、五千百三十八万八千円の減額につきましては、歳入歳出財源調整によるものでございます。

以上、歳出補正総額二億七千七百三十五万五千円の追加で、歳出予算総額百三十五億二千二百二十四万四千円と相なる次第でございます。

次に、六ページを開きいただきたいと思います。第二表地方債の補正の変更でございますが、これは対象事業の変更により、限度額の三億六千四百五十万円を三億八千三百三十万円に変更しようとするものでございます。なお、起債の方法、利率、償還の方法につきましては補正前と同様でございます。

以上、大変複雑な説明でございますが、慎重御審議を賜りまして、原案どおり御決定賜りますようお願い申し上げます。

○議長（村尾栄次君） 以上で提案理由の説明は終わりました。

これより本案に対する質疑を行います。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(村尾栄次君) 以上で質疑を終わります。  
お諮りいたします。

ただいま議題となっております議案第十四号は、総務、建設、厚生、の三常任委員会に付託いたしたいと思いますが、御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(村尾栄次君) 御異議なしと認めます。よって議案第十四号は、総務、建設、厚生、の三常任委員会に付託することに決定いたしました。

○議長(村尾栄次君) 日程第十六議案第十五号昭和六十二年度福生市国民健康保険特別会計補正予算(第四号)を議題といたします。

本案について提案理由の説明を求めます。

(市民部長 小野光朗君登壇)

○市民部長(小野光朗君) 御指名をいただきまして、議案第十五号昭和六十二年度福生市国民健康保険特別会計補正予算(第四号)につきまして御説明申し上げます。

本補正予算は、歳入におきまして、退職被保険者等療養給付費の増加に伴う支払い基金からの療養給付費交付金の増分及び預金利子の確定した増等を補正するとともに、歳出におきまして、給与改定に伴う職員人件費の減額及び医療費におきまして不足分が見込まれます部分の増額をお願いするものが主な内容でございます。

まず、七三ページの総則につきまして御説明申し上げます。

第一条におきまして、歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ二千七百三十四万六千円を追加し、歳入歳出予算の総額を、歳入歳出それぞれ十八億一千五百五十八万四千円と定めようとするものでございます。次に、七五ページを開きください。第一表の歳入歳出予算補正におきまして御説明申し上げます。

まず、歳入でございますが、療養給付費交付金におきまして二千七百二十三万四千円の増額補正をさせていただこうとするものでございます。これは退職被保険者等に対する交付金でございます。後ほど御説明申し上げます。歳出の中の退職被保険者等の療養給付費の増額補正に伴うものでございます。次に、諸収入の預金利子におきまして、確定しました十一万二千円の増額補正をさせていただこうとするものでございます。

これによりまして、今回の歳入合計は十八億一千五百五十八万四千円と相なるものでございます。次に、歳出でございますが、総務費の総務管理費におきまして五万九千円の減額でございます。給与改定にかかわるものでございます。

次に、保険給付費の療養諸費におきまして五千四百四十五万四千円の増額でございます。これは一般被保険者の療養給付費二千四百二十二万円と退職被保険者等療養給付費二千七百二十三万四千円の増額によるものでございます。

次に、公債費におきまして二百四十四万八千円の減額補正でございますが、これは一時借入金の利子の支払いにかかわるものでございます。

予備費におきまして二千六百六十一万一千円を減額し、今回の歳出は二千七百三十四万六千円の増額をいたしました。歳出合計十八億一千五百五十八万四千円と相なるものでございます。

大変複雑な説明で失礼しますが、慎重御審議を賜りまして、原案どおり御決定くださいますようお願い申し上げます。説明を終わらせていただきます。

○議長(村尾栄次君) 以上で提案理由の説明は終わりました。

これより本案に対する質疑を行います。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(村尾栄次君) 以上で質疑を終わります。

お諮りいたします。

ただいま議題となっております議案第十五号は、厚生委員会に付託いたしたいと思いますが、御異議あ

りませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(村尾栄次君) 御異議なしと認めます。よって議案第十五号は、厚生委員会に付託することに決定いたしました。

○議長(村尾栄次君) 日程第十七議案第十六号昭和六十二年度福生市老人保健医療特別会計補正予算(第三号)を議題といたします。

本案について提案理由の説明を求めます。

(福祉部長 生子国利君登壇)

○福祉部長(生子国利君) 御指名をいただきましたので、議案第十六号昭和六十二年度福生市老人保健医療特別会計補正予算(第三号)につきまして、提案理由並びにその内容につきまして御説明申し上げます。今回の補正につきましては、医療費に対し支払い基金交付金及び国、都からの負担金につきまして、毎年三月より今後も医療費の支払いが困難となることが予想されますので、一般会計より繰り入れをさせていただきますまして処理させていただくことが内容でございます。

恐縮ですが、九三ページを開きいただきたいと思ひます。千円の繰り入れをします。これが一筆増額です。まず、総則におきまして、歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ一千万円を追加し、歳入歳出予算の総額を、歳入歳出それぞれ十億八千六百八十一万四千円と定めようとするものでございます。次に、歳入歳出の補正内容につきましては、第一表歳入歳出予算によるものと定めたいものでございます。

次に、九五ページを開きいただきたいと思ひます。

まず、歳入におきまして繰入金一千万円ですが、さきに申し上げましたように一般会計からの繰入金でございまして、歳入総額十億八千六百八十一万四千円となります。

歳出におきましては、予備費に一千万円計上させていただきまして、歳出の総額を十億八千六百八十一

万四千円と相なる次第でございます。

以上、大変雑駁な説明でございますが、慎重御審議いただきまして、原案どおり御決定くださいますようお願い申し上げます。

○議長(村尾栄次君) 以上で提案理由の説明は終わりました。

これより本案に対する質疑を行います。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(村尾栄次君) 以上で質疑を終わります。

お諮りいたします。

ただいま議題となっております議案第十六号は、厚生委員会に付託したいと思ひますが、御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(村尾栄次君) 御異議なしと認めます。よって議案第十六号は、厚生委員会に付託することに決定いたしました。

○議長(村尾栄次君) 日程第十八議案第十七号昭和六十二年度福生市下水道事業会計補正予算(第五号)を議題といたします。

本案について提案理由の説明を求めます。

(建設部長 森田 進君登壇)

○建設部長(森田 進君) 御指名をいただきましたので、議案第十七号昭和六十二年度福生市下水道事業会計補正予算(第五号)につきまして御説明を申し上げます。

今回の補正予算の内容でございますが、事業の執行に伴う清算的なものが主なものでございます。なお、事業の実績に基づきまして地方債の変更もお願いしようとするものでございます。それでは、予算の内容につきまして御説明を申し上げます。

一〇七ページをお開きをいただきたいと思ひます。

総則でございますが、第一条において、歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ三十五万一千円を追加し、歳入歳出予算の総額を二十億四千九百三十三万八千円と定めようとするものでございます。

第二条では、地方債について、事業の清算及び見込みが得られたことによりまして増減変更をお願いしようとするものでございます。

次に、一〇九ページをお開きをいただきたいと思ひます。第一表歳入歳出予算補正につきまして御説明を申し上げます。

歳入でございますが、国庫支出金で一千四百万円の追加補正は、下水道管渠埋設費補助金で、補助対象事業費の増に伴ひまして交付の決定を受けたものでございます。

次に、都支出金の六百二十二万円の追加補正は、下水道管渠埋設費補助金で建設省補助対象事業費の三％が新たに補助決定を受けたこと等によるものでございます。

次に、諸収入で百二十六万九千円の減額補正でありますが、内訳といたしましては、預金利子のうち歳計現金預金利子と水洗便所改造資金貸付預託金利子で二十六万九千円の減額と、貸付金元利収入で百万円の減額ですが、これは歳出でも減額をしております預託金の未済分を減にするものでございます。

次に、市債の一千八百六十万円の減額補正は、公共下水道事業債で歳出関連事業の実績及び見込みが得られたことによりまして二百百万円の減額と、流域下水道事業債で多摩川上流処理場の建設負担金の確定に基づき二百五十万円を増額し、これを相殺した減額分でございます。

以上、歳入合計二十億四千九百三十三万八千円と相なるものでございます。

次に、歳出でございますが、総務費で六百六十三万四千円の追加補正で、内容といたしましては、給与改定に伴う職員十六名分の人件費で六十七万九千円の減額と、使用料徴収事務委託料で、東京都水道局より使用料徴収等に要する経費の算定金額の変更があったこと及び昭和六十一年度の徴収経費の清算に伴ひまして一千五十一万二千円の増額、水洗便所改造補助金で、水洗化改造者のうち、助成金対象が当初見込みより減になったことにより百八十万円の減額、水洗便所改造資金融資預託金で、融資額の関係から融資

預託金を百万円減額、また、水洗便所改造資金融資利子補給金で、融資額の減に伴ひ三十九万九千円を減額し、これらを相殺したものでございます。

次に、事業費でございますが、一千九十一万五千円の減額補正ですが、内容といたしましては、設計委託料で四十万円の減額、土地借上料で四十一万三千円の減額ですが、これは、当初、工事に伴う迂回路用地等を予定していたわけでございますが、関係機関との協議の結果、借上げ不要となったことによるものでございます。

また、管渠の工事請負費で八百七十万円の減額は、管渠敷設路線のうち、敷設延長が減になったこと及び契約差金等によるものでございます。地価埋設物等移設補償料で百三十万円の減額は、本町排水区の管渠敷設箇所で、水道移設を予定していたところ、新たに水道の管種がえ工事が行われました。この必要がなくなったこと等によるものでございます。

職員人件費では給与改定に伴う職員二名分の人件費五万円の減額、また、多摩川上流流域下水道建設事業負担金で五万二千円の減額は、処理場の設備の増設事業に伴う負担金の確定によるものでございます。

次の予備費でございますが、四百六十三万二千円の財源調整をするものでございます。

以上、歳出合計二十億四千九百三十三万八千円と相なるものでございます。

次に、一〇ページをお開きをいただきたいと思ひます。第二表地方債の補正でございますが、これは対象事業等の変更によりまして、公共下水道事業債限度額二億二千七百八十万円を二億六百七十万円に、流域下水道事業債一千二百八十万円を一千五百三十万円に変更しようとするものでございます。なお、起債の方法、利率、償還の方法につきましては補正前と同様でございます。

以上、大変雑駁でございますが、慎重御審議を賜りまして、原案どおり御決定くださいますようお願い申し上げます。説明といたします。

○議長（村尾栄次君） 以上で提案理由の説明は終わりました。

これより本案に対する質疑を行います。

○十一番（松山 清君） 下水道の使用料徴収費、多少説明はあったんですが、もうちょっと詳しく説明してくれないですか、どんな関係になっているのか。

当初で四千二百万円ですよね、間でちょっと補正したかどうか分かりませんが、かなりの金額になっているわけで、どんな算定方法になるのか。たびたびあれですか、これは東京都の水道局の方では、その基準というか、いようなものを改正しているようなわけですか、その辺も含めて……。

○建設部長（森田 進君） 下水道料金につきましては、御案内のように、水道料金と一緒に徴収しておると、そういうのが実態でございます。調定から徴収までと、そういう仕事を東京都の水道局の方へお願いしておると、そういう内容でございます。この算定につきましては、水道局が御案内のように、公営企業でございます。この徴収に伴う事務につきましては、公営企業法に基づきまして事務費を算出いたしまして、そのうちの下水道負担分、これが下水道の方へ委託費と、そういうふうな形で請求が来るわけでございます。今回の補正につきましては、特に、昨年度、水道事務所が年度末をもちまして完成をいたしました。水道事務所の増築の事務費、そういったものが六十二年度の清算分の中には含まれていると、そのように聞いてございます。

それから、六十三年度分につきましては、徴収の取り扱い件数、これがふえたことによりまして、このような形で増額されたわけでございます。これは、方法といたしましては、初めに予定の数字で見込まれて予算を組ませてもらうわけでございますが、その後、ある程度確定してきた時点で補正を組むと、そういうふうな形で今回一千万円を超える補正額になったと、そういうことでございます。以上でございます。

○十一番（松山 清君） だから、算定基礎というか、そういうものは全くわからんのですか。例えば単純に考えれば一件について幾らとかという、そういう単純なものではないんでしょうね、当然人件費も絡みますからね。

何か聞きますと、この水道事務所の増築分まで一定の負担割合になるみたいなのわけですよ、何か。言いましたよね、人件費のみならずね。そんな方法になっているんでしょうが、方法がいいか、悪いかわかりません。

なくて、あるわけでしょう、数式が、算定方法があるんだと思うんですが、それをこの際、ちょっとここでお聞きしておきたいなと思っただけですね、結構大きな金額ですので。わかりますか。

○建設部長（森田 進君） 徴収経費の算定基礎でございますが、これは先ほど申し上げましたようなことが基本でございますが、それぞれの項目について申し上げますと、まず量水器の償却費、それから建物の償却費、それから構築物の償却費、それから機械器具の償却費、これが甲が直接警備をする。

今、甲と申し上げましたのが東京都でございますが、それから、それ以外に業務費のうちの一般管理費分、それから業務費のうちの徴収の経費、それから量水器の修繕等に要する経費、それから事務所用建物の修繕に要する経費、以上の八項目に分かれまして、それぞれ都の方で設定いたしました負担率、こういったものを経費に掛けまして数字を積み上げまして、その合計で徴収事務委託料を決めると、そういう内容でございます。以上でございます。

○議長（村尾栄次君） 以上で質疑を終わります。お諮りいたします。

ただいま議題となっております議案第十七号は、建設委員会に付託したいと思いますが、御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（村尾栄次君） 御異議なしと認めます。よって議案第十七号は、建設委員会に付託することに決定いたしました。

○議長（村尾栄次君） 三時五分まで休憩いたします。

午後二時五十二分 休憩

午後三時五分 開議

○議長（村尾栄次君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

○議長（村尾栄次君） この際、理事者から発言訂正の申し出がありますので、これを許します。

○福祉部長（生子国利君） 先ほど、議案第八号の福生市児童遊園条例の一部を改正する条例の説明に対して、質問を上野議員からいただいたわけですが、その際に、私の方の答弁といたしまして、所有者は三人の共同所有者であるということと同時に、契約についても、この三人と契約しているような答弁を申し上げたんですが、事實は、この所有者は既に死亡いたしましたして、現在は財産管理上の責任者であります町会長と契約しておりますので、その旨御訂正願いたいと思います。以上です。

○十七番（上野重勝君） 先ほどの部長の答弁が余り堂々としておったので、私も一瞬そうかなと思いました。（笑声）

今の契約の内容ですと、私は法律的には効力がないというふうに判断をしておるわけです。そこで、私は、昨年十二月に公共用地について、こういう問題が起こり得るので、できれば福生市の名義にした方がいいだろうという提案をしてあったわけです。まだ、このほかにも同様の種類のものがたくさんあると思います。

どうか今後、手続上、違法性がないような正当な手続で進められるような行政づくりをしていただきたいと思います。要望申し上げて、終わります。

○議長（村尾栄次君） ただいまの発言のとおり訂正することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（村尾栄次君） 御異議なしと認め、訂正することに決定いたしました。

○議長（村尾栄次君） 日程第十九議案第十八号昭和六十三年度福生市一般会計予算を議題といたします。本案について提案理由の説明を求めます。

（助役 古谷徳男君登壇）

○助役（古谷徳男君） 御指名をいただきましたので、議案第十八号昭和六十三年度福生市一般会計予算の

概要につきまして御説明を申し上げます。

本予算につきましては、国や東京都の編成方針に検討を加えながら編成した次第でございますが、国は国家財政の厳しい状況のもとに、財政改革を強力に推進し、財政の対応力を一日も早く回復することを課題に、本年は内需拡大を図るため公共事業の大幅増や、一方では赤字国債発行ゼロを目指し、国債発行を大幅に減らすなど、財政再建へ向けての両にらみ予算となっております。一般会計全体の伸び率は四・八％となっております。これに伴って、自治省から発表された国の地方財政計画におきましては、その歳入歳出の規模は五十七兆八千億円、昨年比六・三％増となっております。

引き続き厳しい地方財政の状況から、国と同一基調により、地方税源の充実と地方交付税の所要額の確保を図り、限られた財源の重点的配分と経費支出の効率化に徹し、節度ある行政運営を行うことを基本として策定してあります。

このような状況から、当市にとって特に関係の深い自治省所管の基地交付金は昨年と同額、また、防衛施設庁所管の補助金については、障害防止、騒音防止、道路改修等については微増にとどまり、民生安定助成事業については二・七％の減となっております。

一方、東京都の予算については、「第二次長期計画」の目標達成に向け「総合実施計画」を最大限具体化することを目標として編成された一般会計の伸び率は一九・九％増となっております。このうち三多摩市町村関係では、各種補助金、振興交付金、調整交付金等を合わせて四百五十三億三千万円が増額され、伸び率では五一・五％となっております。

このような背景を踏まえて、当市の予算については、年次計画に基づいて施策の充実拡充を考慮し、行政サービスの低下を来さないような財源の効率的運用を図るとともに、財政基盤の安定確立を図ることを基本として編成した本予算は、総額にして百三十二億六千四百五十一万六千円でございまして、前年と比較いたしますとその伸び率は三・八％と相なる次第でございます。住民一人当たり換算いたしますと二十四万一千百円となっております。

それでは、予算の説明に入りたいと思いますが、その前に、予算科目の変更について申し上げておきま

すと、歳入におきまして、廃止した科目が二件、新設した科目が二件、歳出におきまして、廃止した科目が六件、新設した科目が一件で、事業の完了及び新規事業によるものでございます。

それでは、お手元の昭和六十三年当初予算資料に基づいて、ごく大要を御説明申し上げてまいりたいと思います。

資料の二ページをお開き願います。まず、歳入でございますが、市税におきましては六十億四千六百八十万七千円で、前年との比較では七・二％の増でございます。予算総額に占める割合は四五・六％で、前年を一・四％上回っております。なお、この市税に関連いたします地方税法の関係につきましては、昭和六十三年から個人住民税の減税及び道府県民税利子割の創設に加え、土地の評価替えに伴う固定資産税及び都市計画税の負担調整措置を講じること、さらに、たばこ消費税の税率の特例の適用期限の延長等を行うこととして、国会で法律案が成立次第、市条例の改正も必要となり、今後の状況を見きわめ、条例改正をお願いすることになるかと思っておりますので、よろしくお願いを申し上げます。

次に、地方議与税につきましては、前年の実績を考慮して計上いたしました。

次の利子割交付金の七千三百万円につきましては、昨年の税制改革に伴い今年度から新設された交付金で、預貯金利子等のマル優廃止に伴うもので、東京都の試算に基づき計上させていただきました。

次の自動車取得税交付金につきましては、国の財政計画に基づき計上させていただきました。

次の国有提供施設等所在市町村助成交付金等、いわゆる基地交付金でございますが、前年の交付実績等を考慮して十一億四千八百万円を計上いたしました。なお、国の予算は前年同額に据え置かれております。次に、地方交付税でございますが、六十二年の実績等を考慮して十二億五千七百万円を計上いたしました。

それから、交通安全対策特別交付金でございますが、原資となる交通反則金の大幅な改正が実施され、六十二年実績を考慮し、五四％増の一千三百四十万円を計上いたしました。

次に、分担金及び負担金では、前年比一〇・二％増の二億一千四百二十八万三千円でございますが、これは民生費負担金の老人施設措置費負担金の増によるものでございます。

使用料及び手数料におきましては、前年比〇・二％の減でございますが、これは市民会館の使用料及び衛生手数料等の実績見込みによるものでございます。

国庫支出金につきましては、前年比一・二％の増で十七億五千六十三万三千円でございまして、これは昨年からの継続事業の中福生公園、熊川緑地事業等土木関係及び教育施設関連事業に対する投資的補助金が主なもので、このうち防衛施設関係の補助金は、九条の調整交付金を含め七億四千六百四十五万九千円と相なっております。

次の都支出金でございますが、十二億四千二百六十九万九千円で、前年比四・二％の増となっております。

財産収入では、前年比七・八％増で、これは特目基金から生じる積立金の利子の増によるものでございます。

繰入金につきましては三億二千九百十三万四千円で、これは退職手当特別負担金準備基金からの繰り入れと都市施設整備基金からの繰り入れ等でございます。

繰越金につきましては、前年同額の七千万円を計上いたしました。

諸収入につきましては二億二千五百十四万四千円で、前年比一八・九％増でございますが、これは収益事業収入の今年度実績見込み増が主な増因でございます。

市債につきましては二億九千三百五十万円で、前年比二一・三％の減でございますが、適債事業の減によるものでございます。

次に、歳出について御説明申し上げます。性質別にその主なものをまとめて御説明を申し上げます。ただし、

資料の五ページをお開き願います。まず、人件費でございますが、総額では二十八億七十四万七千円で、前年比四・一％増で、予算総額に占める割合は二一・一％で前年を若干上回っております。この中には、前年同様職員給与改定分、定期昇給分合わせて五％、期末勤勉手当の四・九カ月を含んで計上させていただきました。

次の物件費では、諸物価の上昇分を見ながら経常的支出を極力抑え、十七億四千二百五十六万円を計上し、前年比では〇・四％の減となっております。総額に占める割合は一三・一％と、前年を〇・六％下回っております。このうち各款にわたる光熱水費、燃料費の合計額は三億三千三百七十七万七千円で、円高差益還元による料金引き下げの影響により、前年を二・四％下回りました。また、通信運搬費の合計額は三千三百一十一万四千円で三％減となっております。

次に、維持補修費につきましては五千二十六万四千円で、前年比三・二％増でございます。

その次に、扶助費でございますが、福祉関係の生活保護費を初め、児童や老人、また障害者等への支給に要する経費で、前年との比較では三・一％の増で、二十三億八百八十四万円で、総額に占める割合では一七・四％でございます。

補助費におきましては十億一千三十六万六千円で、前年比一・一％増で、総額に占める割合では七・六％となっております。

公債費につきましては七億三千五百二十一万七千円で、前年比三・〇％増で、据置期間終了に伴う償還開始等によるものでございます。

次の積立金四億五千五百六十二万一千円につきましては、各基金の運用利子と庁舎増築基金に一億五千万円、それに福生市国際交流基金への積立金一億円との総計でございます。

繰出金でございますが、例年どおり特別会計への繰出金で、国保会計には二億四千万円、下水道会計には九億九千四百万円、老人保健会計には七千三十八万一千円で、総額十三億四百三十八万一千円で、前年比二・五％増でございます。

次に、普通建設事業でございますが、前年比五・一％増の二十七億三千八百三十六万四千円で、総額に占める割合では二〇・七％と相なっております。

次に、資料の四四ページ、四五ページ、四六ページをごらんいただきたいと思ひます。

主要建設事業が記載してございますので、主なものを申し上げますと、補助金として支出する町会会館建設事業に二千二百十五万九千円、道路関係では、私道整備事業を含め、市道改良、緊急道路整備、それ

と福生駅自由道路分を含め十一億二千三百六十九万円、公園整備関係では、中福生公園新設事業を含め七億二千二百二十六万六千円、防災関係で四千六百十七万二千円、学校関係では、第四小学校内装改良事業の一億一千六十五万三千円を初め、校舎外壁、防音機能復旧工事等合わせて五億二千三百二十二万六千円等が主なものでございます。

また、建設事業以外のものとしては、前年からの事業の継続及びレベルアップを考慮するとともに、主な新規事業といたしましては、私の便利帳の作成、市勢映画の作成事業、市政世論調査の実施、税務相談の実施、平和祈念事業の実施、花いっぱい事業の推進として青梅線軌道敷への花木の植栽事業、外国人による英語指導教室の実施、図書館利用状況調査の実施等を計上させていただきました。

それから、債務負担行為でございますが、予算書の八ページをごらんいただきたいと思ひます。第二表債務負担行為に計上いたしておりますが、市勢映画の作成が二カ年にわたることから、記載の事項に対する期間及び限度額を四百五十万円と定めようとするものでございます。

本年度の地方債につきましては、予算書の最終ページ、四一〇ページをごらんいただきたいと思ひます。六十二年度末の現在高見込額は五十一億二千十八万二千円でございまして、六十三年度中の借り入れ分と返還分を差し引きますと、六十三年度末における現在高見込額は五十億一千八百四十七万四千円となります。前年比二・〇％の減でございます。

今年度借り上げ予定の目的別の市債及び限度額については、もう一度予算書の八ページをお開き願ひます。第三表地方債に計上いたしております適債事業を予定いたしております。なお、利率については、昨年同様、金融情勢等を考慮して七％といたしました。公債比率については一〇・一％となり、前年同期の一〇・六％と比較いたしました。〇・五％低くなっております。

経常収支比率につきましては、六十三年度七九・二％に対し、六十三年度は七八・二％となっております。財政力指数につきましては〇・七九となっております。

それから、一時借入金でございますが、昨年同様三億円を限度額とさせていただきます。以上、大変雑駁な説明でございましたが、慎重御審議を賜り、原案どおり御決定くださるようお願いを

申し上げまして、説明を終わらせていただきます。

○議長（村尾栄次君） 以上で提案理由の説明は終わりました。  
これより本案に対する質疑を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（村尾栄次君） 以上で質疑を終わります。  
お諮りいたします。

ただいま議題となっております議案第十八号は、二十三人の委員をもって構成する昭和六十三年度福生市一般会計予算審査特別委員会を設置し、これに付託の上、審査することにおいていたしたいと思います。御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（村尾栄次君） 御異議なしと認めます。よって議案第十八号については、二十三人の委員をもって構成する昭和六十三年度福生市一般会計予算審査特別委員会を設置し、これに付託の上、審査することに決定いたしました。

お諮りいたします。

ただいま設置されました昭和六十三年度福生市一般会計予算審査特別委員会の委員の選任については、委員会条例第五条第一項の規定により

|       |        |       |       |
|-------|--------|-------|-------|
| 田村正秋君 | 大森進君   | 野口秀世君 | 浜中輝夫君 |
| 須釜亮次君 | 南木繁男君  | 佐藤慶二君 | 林田武君  |
| 在原博君  | 村野和一郎君 | 松山清君  | 原敏子君  |
| 遠藤洋一君 | 赤星行人君  | 齋藤巽君  | 井上寅吉君 |
| 上野重勝君 | 小野沢久君  | 堀川實君  | 指田保雄君 |
| 東田正治君 | 宮沢良一君  | 仲村清信君 |       |

以上、二十三人を指名したいと思いますが、御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（村尾栄次君） 御異議なしと認めます。よって、ただいま指名いたしました二十三人の諸君を、昭和六十三年度福生市一般会計予算審査特別委員会の委員に選任することに決定いたしました。

○議長（村尾栄次君） 日程第二十議案第十九号昭和六十三年度福生市国民健康保険特別会計予算を議題といたします。

本案について提案理由の説明を求めます。

（市民部長 小野光朗君登壇）

○市民部長（小野光朗君） 御指名をいただきまして、議案第十九号昭和六十三年度福生市国民健康保険特別会計予算につきまして御説明申し上げます。

本予算につきましては、さきに上程いたしました国民健康保険税条例の一部改正及び一般会計からの繰入金と昨年と同額の二億四千万円お願いいたしました積算いたしましたものでございます。また、療養諸費におきましては、実績等を考え一〇・八％の伸びを見込み、平均被保険者の数を一万七千四百二十人、平均世帯数を七千九百世帯として積算いたしましたものでございます。

まず、一ページをお開きください。総則につきまして御説明申し上げます。

第一条につきましては、歳入歳出予算の総額を、歳入歳出それぞれ十九億八千八百五十八万七千円と定めようとするものでございます。金額の内訳につきましては、第一表歳入歳出予算で後ほど御説明申し上げます。

第二条の一時借入金につきましては、一時借入金の借り入れの最高額を三億三千万円と定めようとするものでございます。

第三条の歳出予算の流用でございますが、歳出予算の各項の経費の金額を流用することができるときは、おきましては、保険給付費に計上した予算額に過不足を生じた場合における同一款内でのこれらの経費の各項の間の流用を規定しようとするものでございます。